



神奈川3区国政対策委員長 前県会議員

木佐木 ただまさ

日本共産党 見解を紹介します

いのちとくらし
守る政治をご一緒に

<プロフィール>

- 神奈川大学法学部卒
- 元法律事務所職員
- よこはま健康友の会 会長
- 横浜東民商顧問
- 弓道初段 1984年生まれ

市税猶予、国保料の免除など前進

この間、新型コロナで苦しんでいる市民のみならず、事業者・団体の皆さんから実態や要望を伺い、国や自治体に届け、改善を強く求めてきました。それらが少しずつ実を結んでいます。

市税の徴収猶予 無担保・延滞金なし

市税の面では、徴収猶予が打ち出されました。対象は前年同月比で2割以上の減収だった方などです。(画像参照)

対象税目は、今年2月から来年1月末までに納期限が到来する個人市民税、法人市民税、固定資産税などすべての税が対象です。対象期間の税であれば未納となっているものについても遡及して利用できます。3月中旬に国税庁との交渉の中で求め「税の猶予制度を柔軟に運用していく。可能な限り適用していけるように自治体にも連絡をする」というものが具体化されたものです。

しかし、申請手続きには期限があるためこの制度をしっかりと周知することが課題です。私たちもこうした制度のお知らせを、あらゆる機会を通じて行っていききたいと思います。

国保料の免除 盛り込まれる

ほかにも、政府の「緊急経済対策」の中に、収入が減少した世帯への国民健康保険料(税)の免除が盛り込まれました。日本共産党は、自治体ごとに国保料は異なるものどこでも高すぎる国保料を引き下げることと、減収で苦しむ人への減免措置などを求めてきました。これにより、自治体が減免を実

無担保・延滞金なし

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ
徴収猶予の「特例制度」(案)

※本特例の実施については、関係法が国会で成立することが前提となります。

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、市税の徴収の猶予を受けることができるようになります。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

※対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる市税

令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人市民税、法人市民税、固定資産税などすべての税目が対象になります。

これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の市税(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

関係法令の施行から2か月後、又は、納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。

申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおつかいがいします。

施した場合の自治体の減収分を国が全額手当することとなります。そして、減収の見込みで判断するとしており迅速な判断が可能となります。

行政への要望など寄せてください

今、国民の暮らしを守るために一刻の猶予もありません。全ての人が、無事にコロナ終息を迎えられるよう引き続き全力を尽くします。引き続き、国、県、市に市民の声を届け、改善を求めていきます。ぜひ皆さんの声を日本共産党にお寄せください。